

八戸駅西地区シンボルロード ニュースレター 第5号

令和3年10月13日 八戸市 市街地整備課

シンボルロードでのイベント実施について

八戸駅西地区まちづくり計画では、シンボルロード（駅前の幅員40mの道路）でのイベント実施について以下のように整理しています。

シンボルロードを歩行者天国にしたり、路上イベントを開催したりするのは、その管理者、管理ルールをつくらなければ出来ません。

シンボルロードの管理のために、都市再生整備計画を策定し、管理者を都市再生推進法人に認定することなどが考えられます。



都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものです。

都市再生推進法人になれる法人として、まちづくり会社やNPO法人等が考えられますが、シンボルロード周辺関係者で設立を検討しているまちづくり協議会が必要な要件を満たしてNPO法人となり、八戸市の指定を受けることが一つの実現方策として考えられます。

市が都市再生推進法人を指定する際の審査は、都市再生特別措置法第118条、第119条等の内容に則って行います。任意団体と比較すると相当に厳しい部分もありますが、メリットも大きくなっていくので、シンボルロードを活用した賑わい創出に向けて、都市再生推進法人の指定に向けた協議が進められることが期待されます。



駅前広場の臨時使用について

駅前広場及び駅の東西自由通路の一部は八戸市（都市整備部都市政策課）で管理しており、一定の要件を満たした場合に一部を臨時使用できる場合があります。

八戸駅西地区まちづくり計画の実現にふさわしい企画の場合は要件を満たす可能性が高くなってきます。

八戸駅西口で地域活動展示会などのイベントを実施するために駅前広場を臨時使用したい場合には、市街地整備課で相談を受け付けますので下記事務局へ連絡をください。

このニュースレターは、八戸駅西地区、特にシンボルロード周辺の賑わい創出に向け、小さな案件、現状報告も含めて、状況を定期的（毎月第2週頃）に発行します。

お気づきの点やお問い合わせなどありましたら、下記、事務局へ連絡をください。

【発行（事務局）】

八戸市都市整備部市街地整備課

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

電話 0178-43-9128 FAX 0178-41-2302

E-mail

shigaiichi@city.hachinohe.aomori.jp